

妙高市新工町地内における水銀による土壌汚染について

妙高市新工町地内において、事業者が土壌汚染対策法に基づき実施した土壌調査の結果、水銀が土壌溶出量及び土壌含有量基準値を超えて検出された旨、本日、上越地域振興局（環境センター）に、報告がありました。

調査結果の概要は次のとおりです。

なお、地下水への影響が考えられる範囲(80m)は事業所敷地内であり、当該範囲には井戸がないことを確認しています。

概要

- 調査地点：妙高市新工町地内
- 試料採取日：令和7年12月8日
- 検出状況：

○ 土壌溶出量

有害物質の種類	調査結果	基準値
水銀及びその化合物	0.095 mg/L	0.0005 mg/L 以下

○ 土壌含有量

有害物質の種類	調査結果	基準値
水銀及びその化合物	46 mg/kg	15 mg/kg 以下

(参考)

○ 水銀及びその化合物

1 健康への影響

中枢神経障害等を及ぼすといわれている。

2 用途

工業用、医薬用などに使用。

本件についてのお問い合わせ先
環境対策課 [担当] 遠藤
(直通) 025-280-5157 (内線) 2716